

平成24年度国民健康保険税の税率等の改正について

| 変更内容 | | | | |
|--------|-------------|----------|----------|----------|
| 賦課の区分 | | 23年度 | 24年度 | 増減率 |
| 医療給付費分 | 所得割 | 8.5% | 8.3% | 0.2% 減 |
| | 均等割(1人当たり) | 26,000円 | 26,000円 | 増減なし |
| | 平等割(1世帯当たり) | 26,000円 | 25,000円 | 1,000円 減 |
| | 課税限度額 | 510,000円 | 510,000円 | 増減なし |
| 介護分 | 課税限度額 | 120,000円 | 120,000円 | 増減なし |
| 後期支援分 | 課税限度額 | 140,000円 | 140,000円 | 増減なし |

《平成24年度税率改正の経緯》

○平成23年度の単年度収支の見込額が8,686万9千円の赤字となり、それにより平成23年度の累積黒字の見込額が3億3,100万円となること。(注1)

○平成22年度末に設置した3億5千万円の国民健康保険給付費等準備基金を確保した上で、累積黒字の約3億3,000万円を医療給付費分の税率引き下げにあてること。

○これらの点について審議の結果、医療分の税率については所得割を8.5%から8.3%へ、平等割を2万6千円から2万5千円へ引き下げ、1世帯当たり平均年間1,840円の軽減を行うこと。

(注1) 単年度収支の見込みや、累積黒字の見込みについては運営協議会開催時点(平成24年1月)のものであり、最終的な額とは異なります。